

甲州市空き家情報バンク登録促進事業補助金交付要綱

平成28年10月18日

告示第144号

改正 令和2年4月1日告示第66号

令和5年3月31日告示第50号

(趣旨)

第1条 この要綱は、甲州市まち・ひと・しごと総合戦略において掲げる基本目標「甲州市への人の流れをつくり、地域経済を創出」に位置付ける空き家利用の促進施策として、甲州市空き家情報バンク制度要綱（平成18年甲州市告示第91号。以下「制度要綱」という。）に定める甲州市空き家情報バンク制度の活用を促進するため、登録物件において清掃等を行った所有者等に対して、予算の範囲内で甲州市空き家情報バンク登録促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、甲州市補助金等交付規則（平成17年甲州市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、制度要綱において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録物件 制度要綱第4条第2項の規定により登録された空き家をいう。
- (2) 清掃等 使用されず残置された状態の家具、電化製品、食器その他の家財道具の処分及び住宅内の清掃、住宅の敷地内での除草、その他新たに居住していく上で支障となるものの撤去・処分をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該登録物件の所有者等である者
- (2) 当該登録物件において、過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがない者
- (3) 市税を滞納していない者

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲

げる要件のいずれにも該当する経費とする。

- (1) 甲州市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成17年甲州市条例第157号）第33条の規定による許可（以下この項において「許可」という。）を受けた者による清掃等に係る費用（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物の処理に要する料金を含む。）（消費税及び地方消費税を含む。）であること。ただし、廃棄物の処理に至る前の段階で提供される廃棄物の整理及び除草等の作業において許可を受けていない業者が行う役務に係る費用（消費税及び地方消費税を含む。）を含むものとする。

- (2) 補助対象経費の総額が、5万円以上であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は20万円のうちいずれか少ない額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、空き家バンク登録促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 清掃等に係る費用の見積書の写し
- (2) 清掃等を要する部分の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかに申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、空き家バンク登録促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金交付の決定の際、申請者に必要な条件を付すことができる。

(計画の変更等)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、清掃等に係る経費の変更がある場合は、次に掲げる書類を添えて、

あらかじめ空き家バンク登録促進事業補助金交付変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 清掃等に係る費用の見積書の写し
- (2) その他変更内容が確認できる書類

2 市長は、前項に規定する変更申請書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、空き家バンク登録促進事業補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業の中止）

第9条 補助事業者が、清掃等を中止する場合は、速やかに空き家バンク登録促進事業補助金計画中止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、当該補助対象事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助金交付申請年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに空き家バンク登録促進事業補助金交付事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 清掃等に係る費用の領収書の写し
- (2) 清掃等を実施した部分の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、空き家バンク登録促進事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第12条 前条に規定する通知を受けた補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、空き家バンク登録促進事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号いずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

- (2) 当該登録物件の購入者又は借受者が所有者等の三親等以内の親族であるとき。
- (3) 制度要綱第6条第3号の規定により登録を抹消したとき。
- (4) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、補助事業者に対して、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(報告及び調査)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は関係職員を派遣して関係書類を調査させることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

(要綱の失効及び経過措置)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金に関する規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日甲州市告示第50号)

この告示は、令和5年3月31日から施行する。